

## 第28回 安来市農業委員会議事録

令和4年10月21日 午後2時00分 第28回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

### 2. 欠席委員 なし

### 3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 二岡 美保君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和4年10月21日 1日
日程第 3	議第116号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 4	議第117号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	報第147号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 6	報第148号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 7	報第149号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について
日程第 8	報第150号 非農地判断の実施について

### 5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第28回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第28回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君

ありません。

議 長：岡田 一夫君

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により3番 永塚委員、4番 北中委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君

日程第3 議第116号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。3ページに案件の内容、4ページから5ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用目的は、車両置場、使用済み車両の保管場所、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は、自動車部品販売等を行う法人であり、島根・鳥取圏域に約500社の取引先を有し、社長以下30人の従業員で事業活動を展開しています。月に使用済み車両400台～500台を買い受けており、それらの車両及び営業用車両の置場所が不足しているため、現在事業所より800m離れた場所を借地している状況です。このたび、事業所と隣接する本申請地を取得して不便解消と更なる事業展開を行うものであります。これは、農地法施行規則第35条第5号、既存の敷地の拡張に該当すると考えます。「既存の敷地の拡張」とは、既存の敷地の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいい、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限られます。本申請地に隣接している既存の敷地のある土地の面積は8,358.91㎡ですので問題はないと考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電設備です。権利の種類は、所有権の移転です。譲受人は、太陽光発電事業を行う事業者です。市内で3,740㎡の太陽光発電事業を計画し、農地以外の適地を探しましたが見つからず、譲渡人の了解が得られたため、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するものです。太陽光発電の第2種農地の転用については、代替性の無いことが許可基準となっており、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行うこととされています。譲受人は、申請において3箇所の農地以外の土地及び1箇所の荒廃農地との申請地の比較評価を行っております。これは、申請地以外では、その目的が

達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、          です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 6番 杉原委員 お願いします。

6番 杉原 建君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を2班3番 永塚委員 お願いします。

3番 永塚 知芳君

3番 永塚でございます。昨日、1時半よりここで事務局の事前説明を受け、5条申請2件の現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。今回は担当が2班でありまして、武上班長始め、6人の委員の方々と、事務局より實重局長、他2名、合計9名で行きました。まず、1番案件では、現地で安松委員の説明を受けました。4筆の現状、畑を譲渡するものであります。譲受人の法人の内容及び転用目的等については、先ほど事務局より説明がありましたので省かせていただきます。申請地は農用地区域から除外されており、また、譲受人のところが隣接している場所であります。雨水を譲受人側の北側水路に流すようにし、道路側を除く周囲を高さ1.8mのL型擁壁を建て、周辺農地に影響が無いようにいたします。以上の事にて調査班としては許可妥当といたしますので、委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。続いて2番案件ですが、現地にて杉原委員の説明を受けました。太陽光発電パネルを1056枚設置し、現在、隣接するところでも設置、稼働中であり、事業拡大するものです。この6筆の農地は約40年前より荒地であり、今後も耕作する予定もない、現状、原野となっているところであります。約2mの盛土をし、法面には勾配を付け、土砂の流出を防止し、雨水は設置済みの土水路あるいは排水路に流します。また、パネルの下には防草シートを張る予定でございます。申請地は現在稼働している発電施設の南側となり位置し、包括的に事業地を管理するという事でもあり、適地であるという事から選定理由という事でした。また、周辺農地に影響は全くないという事でもあります。以上の事にて現地調査班としては許可妥当といたしましたので、委員の皆様方の審議をよろしく願いいたします。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第4 議第117号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
6ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、9ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権117件、面積189,863㎡、使用貸借権8件、面積10,375㎡、全体で125件、総面積が200,238㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 井上 幸雄君  
農林振興課 井上です。議第117号についてご説明いたします。詳細は10ページからになります。今月は1月1日からの更新・新規のものが多く、125件の利用集積計画件数となっております。番号1から32及び40が利用権設定になります。番号33から41が農地中間管理事業により、新たに農地の中間管理権を設定するものになります。番号42から46が中間管理権の更新によるもので、集積計画一括方式による農地の利用集積となります。この集積計画一括方式による農地の利用集積は、手続期間を短縮するために、出し手と受け手のマッチングが整っている場合は、集積計画のみで機構への借入れ・転貸が可能であります。なお、全てにおきまして経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第5 報第147号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
21ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。22ページから24ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第6 報第148号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
25ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。26ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、農地法による賃貸借の解約2件です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第7 報第149号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
27ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。28ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は1件です。1番は、届出者は島根県松江県土整備事務所 所長 森脇 孝、担当部署治山・林道課です。事業名は、「林地荒廃防止事業（日白）山腹工事」で、期間は令和4年9月26日から令和5年2月15日までです。終了後は従前の農地として復元し田として使用されます。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第150号 非農地判断の実施について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

29ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。30ページから31ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から200筆を抽出し、令和4年9月30日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地197筆、面積135,081.94㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、10月中を予定しています。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第28回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時33分)